

議決書

平成20年(2008年)3月10日

三次市議会議長様

提出者

議員 木村 春雄
" 竹原 孝剛
" 池田 徹
" 久保井 昭則
" 近藤 勉
" 小田 伸次
" 稲岡 誠志
" 平尾 敏之
" 宍戸 稔

新保険業法に係る経過措置期限の延長を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会議規則第13条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

平成20年3月10日 原案可決

三次市議会議長伊達光博

提出先

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣府特命担当大臣	渡辺喜美様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様

第3号

新保険業法に係る経過措置期限の延長を求める意見書（案）

2006年4月1日施行の改正保険業法により、全国知的障害者互助会、山で遭難した人を救助するための多額な費用を賄う共済、PTAなどの共済など、一般の保険会社に代替を求めることが困難な「自主共済」が廃止に追い込まれ、その加入者達は将来に向かっての保障を断念させられるなど、生活不安を招く事態も生じている。

新保険業法の下で自主的に運営する共済運営団体は、2008年3月31日までに、保険会社もしくは小額短期保険業者のいずれかを選択することとなっていが、これまでに保険会社化した団体はなく、公称430団体が特定保険業者の届出を行っているものの、認可を受けたものはわずかに14団体のみであり、しかもその半分以上が既存の共済運営団体ではなく新規参入の業者という現状である。既存の共済制度や互助会は金融庁の定めた小額短期保険業者の基準を満たすことができないため廃止せざるを得ない状況となっており、「自主共済」の存続を手当てせずに放置することは、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するという法成立本来の目的に反するものである。

以上の現状を踏まえ、利潤追求を目的としない共済が保険業法の規制対象とされることにより、その団体や加入者の権利が侵害されることのないよう、政府並びに国会におかれでは、次の事項について早急に実行されるよう要望する。

新保険業法に係る経過措置期限を直ちに延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月10日

三次市議会